明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**三一）　一

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六九）　二

〔告　示〕

○市町村の境界変更の件（**総務**一八八）　三

○市町の境界変更の件（**同**一八九）　三

○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（**総務・農林水産・国土交通**三）　四

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三三）　四

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**三四）　四

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一一九八、一一九九）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**一二〇〇～一二一一）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一二一二～一二一六）　五

○ニセコヘリポートの供用を廃止する件（**国土交通**六九〇）　六

○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（**同**六九一）　六

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**六九二、六九三）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六九四、六九五）　六

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**六九六）　六

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一四）　六

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の十六において準用する同法第十三条の二第三項に規定する産業廃棄物適正処理推進センターの住所等の変更の申請があった件（**環境**四三）　六

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更及び追加提供が決定された件（**防衛**一二三）　七

○道路に関する件（**東北地方整備局**一四七）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**一八五）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府　最高裁判所　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　最高裁判所　九

〔公　告〕

諸事項　九

官庁

第三者所有物の没収、有権者申出方、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他

事実についての審査　一三

省　令

○総務省令第三十一号

銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月三十日　総務大臣　野田　聖子

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　法別表第一の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	2　法別表第一の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
四　銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	［新設］
［3　略］	［3　同上］
4　法別表第一の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	4　法別表第一の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
四　信用金庫法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	［新設］